

## (1) 医療保険

### 医療保険制度

#### 概要 医療保険制度の概要 (平成23年6月現在)

制度名	加入者数 (平成22年3月末)	保険給付				財源			
		医療給付				現金給付	国庫負担・補助		
		一部負担	高額療養費制度、 高額医療・介護合算制度	入院時食事 療養費	入院時生活 療養費			保険料率	
<b>健康被用者</b> 協会けんぽ 健康保険組合 健康保険法第3条第2項被保険者	34,828 [19,517] 15,311 29,951 [15,722] 14,228 17 [11] 6	全国健康保険協会 1,473 全国健康保険協会	34,828 [19,517] 15,311 29,951 [15,722] 14,228 17 [11] 6	義務教育就学後から70歳未満 3割 義務教育就学前 2割 70歳以上75歳未満 2割(※) (現役並み所得者3割) (※) 70歳以上75歳未満の者については、平成24年4月から平成24年3月までの間1割に据え置く (高懸療養費制度) ・自己負担限度額 (70歳未満の者) (上位所得者) 150,000円+(医療費500,000円)×1% (一般) 80,100円+(医療費267,000円)×1% (低所得者) 35,400円 (70歳以上75歳未満の者) (現役並み所得者) 80,100円+(医療費267,000円)×1% 外来(個人ごと) 44,400円 (一般(※)) 62,100円、外来(個人ごと) 24,600円 (低所得者) 24,600円、外来(個人ごと) 8,000円 (低所得者のうち特に所得の低い者) 15,000円、外来(個人ごと) 8,000円 ・世帯合算基準額 70歳未満の者については、同一月における21,000円以上の負担が複数の場合は、これを合算して支給 ・多数該当の負担軽減 12月間に3回以上該当の場合の4回目からの自己負担限度額 (70歳未満の者) (上位所得者) 83,400円 (一般) 44,400円 (低所得者) 24,600円 (70歳以上の現役並み所得者及び一般(※)) 44,400円 ・長期高額疾病患者の負担軽減 血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等の自己負担限度額 10,000円 (ただし、上位所得者で人工透析を行う70歳未満の患者の自己負担限度額 20,000円) (※) 70歳以上75歳未満の一般所得区分の者については、平成20年4月から平成24年3月までの間、自己負担限度額を44,400円(外来12,000円)に据え置くことから、多数該当の負担軽減措置はない。 (高額医療・高額介護合算制度) 1年間(毎年8月～翌年7月)の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額になる場合に、負担を軽減する仕組み。自己負担限度額は、所得と年齢に応じきめ細かく設定。	(食事療養標準負担額) ・一般 1食につき 260円 ・低所得者 90日目まで 1食につき 210円 91日目から 1食につき 160円 ・特に所得の低い低所得者 1食につき 100円	(生活療養標準負担額) ・一般(Ⅰ) 1食につき 460円 11日につき 320円 ・一般(Ⅱ) 1食につき 420円 11日につき 320円 ・低所得者 1食につき 210円 11日につき 320円 ・特に所得の低い低所得者 1食につき 130円 11日につき 320円	・傷病手当金 ・出産育児一時金等 同上(附加給付あり) ・傷病手当金 ・出産育児一時金等 同上 同上(附加給付あり) ・出産育児一時金 ・葬祭費等	9.50% (全国平均) 各健康保険組合によって異なる 1級日額 360円 11級 3,070円 9.25% (疾病保険料率) ー ー ー 各広域連合によって定められた被保険者均等割額と所得割率によって算定されている ・保険料 約10% ・支弁金 約40% ・公費 約50% (公費の内訳) 国:都道府県:市町村 4:1:1	
<b>船員保険</b> 全国健康保険協会	141 [61] 80 (平成21年3月末)	全国健康保険協会	141 [61] 80 (平成21年3月末)	義務教育就学後から70歳未満 3割 義務教育就学前 2割 70歳以上75歳未満 2割(※) (現役並み所得者3割)	同上	同上	同上	ー ー ー	給付費等の43% 給付費等の32%~55% なし
<b>各種共済</b> 国家公務員 地方公務員等 私学教職員	20共済組合 62共済組合 1事業団	20共済組合 62共済組合 1事業団	9,118 [4,465] 4,653 (平成21年3月末)	70歳以上75歳未満 2割(※) (現役並み所得者3割)	同上	同上	同上	同上	なし
<b>国民健康保険</b> 農業者 自営業者等 被用者保険の退職者	市町村 1,723 国保組合 165 市町村 35,665 国保組合 3,433 市町村 1,723	市町村 1,723 国保組合 165 市町村 35,665 国保組合 3,433 市町村 1,723	39,098 35,665 3,433	(※) 70歳以上75歳未満の者については、平成24年4月から平成24年3月までの間1割に据え置く	同上	同上	同上	同上	給付費等の43% 給付費等の32%~55% なし
<b>後期高齢者医療制度</b>	[運営主体] 後期高齢者医療広域連合 47	[運営主体] 後期高齢者医療広域連合 47	13,894	1割(現役並み所得者3割)	同上	同上 ただし、 ・高齢福祉年金受給者 1食につき 100円	葬祭費等	各広域連合によって定められた被保険者均等割額と所得割率によって算定されている	・保険料 約10% ・支弁金 約40% ・公費 約50% (公費の内訳) 国:都道府県:市町村 4:1:1

(注) 1. 後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者で一定の障害にある旨の広域連合の認定を受けた者。  
 2. 現役並み所得者は、住民税課税所得145万円(月収28万円以上)以上の者。ただし、収入が高齢者複数世帯で520万円未満若しくは高齢者単身世帯で383万円未満の者は除く。  
 上位所得者は、月収53万円以上(国民健康保険においては世帯内すべての加入者の総所得金額等から基礎控除を差し引いた金額の合計額が600万円超)の者。低所得者は、市町村住民税非課税世帯に属する者等。特に所得の低い者は、年金収入80万円以下の者等。  
 3. 国保組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入する者及びその家族については協会けんぽ並とする。  
 4. 加入者数は船員保険と各種共済を除き速報値である。また、四捨五入により、合計と内訳の和とが一致しない場合がある。  
 5. 全国健康保険協会(一般被用者及び健康保険法第3条第2項被保険者)に対する国庫補助率は、平成22年7月から平成24年度までは、給付費の16.4%

## 詳細資料

## 高額介護合算療養費の支給開始（平成20年4月施行。平成21年8月より順次支給開始）

<同一世帯において医療と介護でかかった費用の合計の負担を緩和します。>

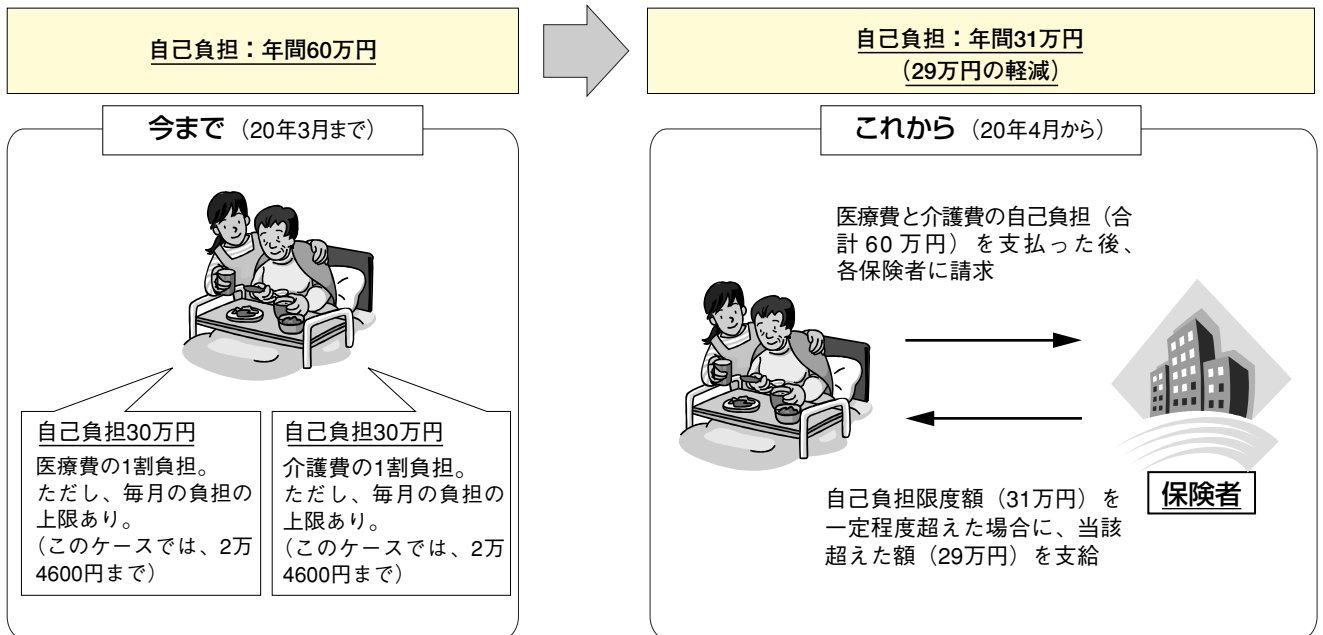
- ・今までは、医療保険と介護保険の制度ごとに、自己負担の毎月の上限を設定
- ・これらに加え新たに両制度の自己負担を合計した額についても年間の上限を設定

※自己負担の限度額は、年齢、所得区分によりきめ細かく設定します。  
 ※食費・居住費については、別途負担が必要です。

## 高額医療・高額介護合算療養費制度の参考事例

- 夫婦とも75歳以上（住民税非課税）で、夫が医療サービス、妻が介護サービスを受けている世帯の場合

（医療サービス） 病院に入院（※）  
 （介護サービス） 要介護4で小規模多機能型居宅介護を利用  
 （年金収入） 夫婦で年間211万円以下（住民税非課税）



（※）療養病床に入院した場合にかかる食費・居住費及び差額ベッド代等については、別途負担が必要となる（現行の高額療養費等の制度と同様。）。

②

保健医療